

- (1) 研修
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - ウ 洗たく物の処理 1時間
 - エ 繊維及び繊維製品 1時間
- (2) 講習
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間
 - ウ 洗たく物の処理 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - エ 繊維及び繊維製品 1時間
- 5 受講料
 - (1) 研修受講料 5,000円
 - (2) 講習受講料 4,500円
- 6 研修及び講習の問い合わせ先
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター（熊本市白山二丁目13-20 電話096-362-3061）

登載依頼

熊本県公安委員会規則第5号

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年7月23日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏 夫

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大蔵省印刷局長が定める官報登載料」を「官報の公告料」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県土砂災害防止法運用に関する検討委員会公告第1号

第1回熊本県土砂災害防止法運用に関する検討委員会を次のとおり開催する。

平成15年7月23日

熊本県土砂災害防止法運用に関する検討委員会

- 1 開催日時
 - 平成15年7月25日
 - 午後1時30分から
- 2 開催場所
 - 熊本県熊本市水前寺公園28番51号
 - 熊本テルサ
- 3 議題
 - (1) 検討項目の決定
 - (2) 県域特性の説明
- 4 傍聴者の定員
 - 15人
- 5 傍聴手続
 - (1) 検討委員会の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合すること。
 - (2) 受付時間は、検討委員会開会の30分前から5分前までとする。
 - (3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定する。
 - (4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができる。
- 6 問い合わせ先
 - 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 - 熊本県土砂災害防止法運用に関する検討委員会事務局（熊本県土木部砂防課）
 - （電話 096-383-1111 内線 6264）

熊本県環境審議会公告第1号

第23回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成15年7月23日

熊本県環境審議会

会長 篠原 亮 太